学部学生(外国 人留学生を除く)

JASSO【高等教育の修学支援新制度】 令和6年度 4月在学採用 申請要領確認票 ※この確認票も提出すること

所属学部等	年次	学籍番号	申請者氏名(フリガナ)	
			()

申請に必要な書類は以下のとおりです。書類が整ったものについて、「整備」欄に〇を付してください。

提出 条件	チェック欄	書類の種類・名称等		
		申請書類確認票(※この用紙)		
		給付奨学金確認書(原本)		
I		スカラネット入力下書き用紙		
必須		「通帳のコピー」銀行名,支店名,口座名義が確認できる箇所のコピー		
没		学修計画書		
		授業料等減免申請書		
		マイナンバー提出書(※直接 日本学生支援機構に簡易書留で郵送してください。)		
П		「成績証明書」(本学指定様式。新入生が提出)		
該当		給付奨学金 提出書類送付表(該当者のみ)		
該当する場		「在留カード」(コピー可)「住民票の写し」(原本)等		
合		「施設等在籍証明書」(施設長発行)「児童(里親)委託書」(児童相談所発行)「措置解除決定通知書」(児童相談所発行)		
は 必		マイナンバーに代わる提出書類		
須		海外居住者のための収入等申告書		
世他そ		その他参考となる証明書(
他での		その他参考となる証明書(

【申請に当たっての注意事項】

- ・提出書類は一切返却できません。問い合わせに迅速に対応できるよう必ずコピーを保管してください。
- ・昭和地区及び桐生地区(太田地区含む)に申請する場合は、申請書類の原本とそのコピー一式 (上記の保管用とは別に準備)を提出してください。
- 書類が不備な場合は申請を受付けできませんので、書類をよく確認の上、不備のないよう提出してください。

JASSO【高等教育の修学支援新制度】 令和6年度4月在学採用 申 請 要 領

※令和6年度在学採用から奨学金制度の改正が予定されています。本申請要領は,現行制度の支援内容を元に作成しています。JASSOにより改正内容詳細が公表され次第,支援内容を更新しますが,申請方法や申請期間に変更はありません。変更が生じた場合には,全学Gメールで速やかにお知らせします。

1. 新制度の概要

高等教育の修学支援新制度(新制度)は,住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学部生に対して,日本学生支援機構の給付奨学金と大学の授業料(新入生は入学料含む)減免の支援を行う制度です。

日本学生支援機構の給付奨学生に採用された日本人学部学生は、大学に申請することで、給付奨学金の支援区分(第 I ~第Ⅲ区分)に従い入学料及び授業料について、全額、2/3額、1/3額が免除されます。 なお、この新制度は、留学生及び大学院生は対象ではありません。

2. 支援対象者の要件(基準)

次の(1)から(3)のいずれにも該当する人が支給対象となります。

※一度不採用となった場合でも、その後の在学採用にまた申し込むことができます(毎年6月頃に住民税情報が 更新されるため、4月に不採用だった場合でも、秋に申し込めば採用される可能性があります)。

(1) 学業成績等に係る基準

- ① 1年生は、次のア~ウのいずれかに該当すること
 - ア 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること
 - イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
 - ウ 将来,社会で自立し,活躍する目標を持って学習する意欲を有していることが,学習計画書等により確認できること
- ② 2年生以上は、次のア、イのいずれかに該当すること
 - ア GPA(平均成績)が在学する学部学科における上位1/2の範囲に属すること
 - イ 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来社会で自立し、活躍する目標を 持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
 - ※標準単位数=卒業に必要な単位数/修業年限×申請者の在学年数

(2)家計に係る基準

① 所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

具体的には,以下の支援区分(第Ⅰ区分~第Ⅲ区分)のいずれかに該当すること

【第 [区分]

本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額※の合計が100円以上25,600円未満であること 【第Ⅲ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

- ※所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより機構が確認します。
- ※支給額算定基準額(a)=課税標準額×6%-(調整控除額+調整額)(b)(100 円未満切り捨て)
 - (a) 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が 0 円となります。
 - (b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額+調整額)に 4 分の 3 を乗じた 額となります。

また,日本学生支援機構ホームページ内の「進学資金シミュレーター」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.htmlで,収入基準

に該当するかおおよその確認ができますのでご利用ください。

② 資産要件

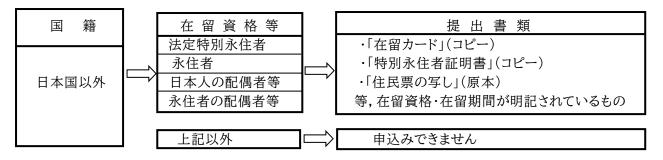
本人及び生計維持者の預貯金,有価証券,現金等の資産(不動産,負債は対象としない)の合計額が基準額未満であること(生計維持者が1人の場合:1,250万円,2人の場合:2,000万円) ※資産に関する証明書(通帳の写し等)の提出は不要です。

(3) その他の基準

- ① 大学等への入学時期等に関する要件 次のア〜ウのいずれかに該当する人
- ア 高等学校を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない者又はこれに準ずる者
- イ 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度(16歳になる年度)の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者(5年経過後,毎年度認定試験を受験していたものを含む)であって,認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ウ 以下のa~cのいずれかに該当する人(その他,外国の学校教育の過程を修了した人など)
 - a 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる 以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の 翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人
 - (i)外国において学校教育における12年の過程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定 した者
 - (ii)文部科学大臣が高等学校の過程と同等の過程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程 を修了した者
 - (iii)文部科学大臣の指定した者
 - b 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって,高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)に在学しなくなった日の翌年度の末日から,大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人
 - (i)学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって,当該者をその後に入学させる大学において,大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (ii)学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって,当該者をその後に入学させる専修学校において,高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めた者
- c 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって,入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までの者
 - (i)大学において,個別の入学資格審査により,高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた 人であって,18歳に達した者
 - (ii) 専修学校において, 個別の入学資格審査により, 高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた 人であって, 18歳に達した者
- ② 在留資格等に関する要件(日本国籍でない場合)

外国籍の人は,在留資格等によっては申込みができない場合があります。

申込みを行う際は,在留資格及び在留期限(在留期間の満了日)(法定特別永住者及び永住者の場合を除く)を申告し,支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。



3. 支援額

支援区分	給付奨学金		授業料免除	入学料免除
	自宅通学	自宅外通学	(各学期)	(新入生のみ)
第I区分	29, 200円	66,700円	全額免除	全額免除
	(33,300円)		(267,900円)	(282,000円)
笠 ロ ▽ △	19,500円	44 E00III	2/3免除	2/3免除
第Ⅱ区分 □	(22,000円)	44,500円	(178,600円)	(188,000円)
第Ⅲ区分	9,800円	22, 300円	1/3免除	1/3免除
第四区 分	(11,100円)		(89,300円)	(94,000円)

- ※生活保護(受けている扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も 児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- ※自宅外通学とは以下の①~⑤のいずれかに該当し,かつ,申請者が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って 生活している状態のことをいいます。
- ① 実家から大学までの通学距離が片道60km以上(目安)
- ② 実家から大学までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③ 実家から大学までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④ 実家から大学までの通学時間が片道90分以上であって,通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1時間当たり1本以下(目安)
- ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合 ※次のいずれかに該当する者については、支援が打ち切られ給付奨学金の返還を求められます
- ① 偽りその他不正な手段により支援措置を受けた者
- ② 大学から退学・停学(無期限又は3か月以上のもの)の<u>懲戒処分</u>を受けた者 ※3か月未満の停学及び訓告の懲戒処分を受けた場合も支援が停止されます。

4. 注意事項

採用後は,以下のような給付奨学金の手続きがあり,大学からの指示に従い期限内に手続きを行っていただきます。それぞれの手続きを怠ると,給付奨学金と授業料免除は打ち切りとなる場合がありますので,注意してください。

①「自宅外通学であることの証明書類」の提出(自宅外選択者のみ)

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します。

※自宅外月額の支給を受ける人は、採用後、アパートの「賃貸借契約書」や「入寮許可証」等のコピーを 提出する必要があります。

②「誓約書」の提出

採用後,給付奨学生本人が受ける給付奨学生の支給の条件等を確認するために作成します。

③適格認定

給付奨学金では,年2回の適格認定が行われます。夏季に家計状況,年度末には学業成績により受給基準を満た すか否かが判定され,その結果に従い次学期の支援額が決まります。

年度末の学業成績による適格認定において、成績不良のため、日本学生支援機構が定める基準を満たさない場合には、「警告」や「廃止」という措置がとられます。「警告」となった場合、次年度も成績が向上せず続けて「警告」となると「廃止」となります。「廃止」となった場合は、次年度以降の給付奨学金及び授業料免除が受けられません。廃止からの復活や再申請はできません。さらに、著しく成績不良である場合は、遡って認定を取り消され、給付奨学金の返還を求められる場合があります。

ただし、連続警告による廃止の場合、連続警告の2回目の警告事由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみに該当する場合は、従来は「廃止」の措置となっていたところ、令和5年10月の改正により、次の適格認定において学業成績が「継続」相当の場合、支援の再開が可能となりました。なお、該当者には大学から本人に連絡します。

④在籍報告

在籍状況や通学形態等について,定期的に報告を求めます。期限までに報告がないときは,給付奨学金の支給が止まります。

5. 申請方法

(1)申請資格の確認

日本学生支援機構の給付奨学金の申請資格があるか,ホームページで確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html

また,進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するか,おおよその確認ができます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html

(2)資料請求(給付奨学金案内及びマイナンバー提出書)とスカラネット入力

本学ホームページにて必要事項を入力した方に日本学生支援機構「在学採用給付奨学金案内」及び「マイナンバー提出書のセット」を郵送します(期限 3月22日(金)正午まで)。

案内を受け取ったら、「(3)申請書類、提出期限及び提出先」に従って期限までに必要書類を提出してください。 大学でスカラネット下書き用紙を確認後、スカラネットの識別番号を送りますので、スカラネットから申請して ください。スカラネット入力から1週間以内にマイナンバー提出書を日本学生支援機構に直接郵送してください。

(3)申請書類,提出期限及び提出先

申請書類は、指定の期日・提出先に郵送してください(簡易書留又はレターパック)。

I.提出条件が「必須」の書類

①給付奨学金確認書(原本)

給付奨学金案内の記入例を見ながら,記入して提出してください。記入欄の上に記載されている内容をよく確認すること。学校番号は記入する必要はありません。

提出先→各地区担当係(提出期限 4月5日(金)郵送必着)

②スカラネット入力下書き用紙

本学ホームページに掲載されている見本を参考にしてスカラネット入力下書き用紙に記入をし、本紙を郵送してください。内容について質問することがあるので、コピーをとり手元に保管すること。大学で内容を確認後、スカラネット入力用のIDとPWをメールで通知します。

提出先→各地区担当係(提出期限 4月5日(金)郵送必着)

【重要】スカラネット入力期限4月10日(水) 23:59 厳守

③通帳のコピー

学生本人名義の奨学金振込口座の通帳のコピーを提出してください。通帳を1枚めくると銀行名・支店名・口座名義が表示されていますので、その箇所のコピーをとってください。紙の通帳がない場合には、口座番号連絡書等の口座情報がわかるものを提出してください。※学生本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座は不可。

【以下の金融機関は利用できません】

農協,信託銀行,外資系銀行

インターネット専業銀行(楽天銀行, PayPay銀行等)

その他一部の銀行(新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等)

提出先→各地区担当係(提出期限 4月5日(金)郵送必着)

④学修計画書

明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めるため,学修計画書を提出してください。

(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

提出先→各地区担当係(提出期限 4月5日(金)郵送必着)

⑤成績証明書(新入生のみ)

ア 学部1年生は本学ホームページに掲載されている本学指定様式の成績証明書を提出してください。発行には時間を要しますので、余裕をもって高校に依頼すること。

イ 編入生は、出身大学等の学業成績証明書を提出。 提出先→各地区担当係(提出期限 4月5日(金)郵送必着)

⑥授業料等減免申請書

本学ホームページに掲載されている様式をダウンロードし,必要事項を記入のうえ提出してください。 提出先→各地区担当係(提出期限 4月5日(金)郵送必着)

⑦マイナンバー提出書

スカラネットでの申込入力後1週間以内に「マイナンバー提出書」を,直接,日本学生支援機構に郵送してください。 専用封筒(簡易書留)での郵送となりますので,必ず郵便局の窓口で手続きすること。

提出期限 スカラネット入力後1週間以内に提出 最終提出期限4月19日(金) 厳守

なお、マイナンバーの提出ができない場合は、下記にお問い合わせください。 【マイナンバーの提出に関するお問い合わせ】 0570-001-237(ナビダイヤル)

Ⅱ.提出条件が「該当する場合は必須」の書類

⑧日本国籍でない場合

群馬大学ホームページに掲載されている送付文及び在留資格・在留期間が明記されているものを提出してください(「在留カード(コピー)」や「住民票の写し(原本)」等)。詳細は給付金案内を参照してください。 提出先→各地区担当係(提出期限 4月5日(金)郵送必着)

⑨社会的養護を必要とする人

群馬大学ホームページに掲載されている送付文及び18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類を提出してください。詳細は給付金案内を参照してください。

提出先→各地区担当係(提出期限 4月5日(金)郵送必着

6. 申請(受付)期間等

「郵送受付期間及び提出先」を参照。

7. 審查結果

審査結果は、7月中旬頃に、Gメールアドレスに通知する予定です。

審査結果が2/3額免除,1/3額免除または不許可の場合は,8月下旬に支払いが必要です。

令和6年度前期 授業料等(入学料含む)減免申請, 入学料・授業料徴収猶予申請 受付期間及び提出先

学生区分		郵送受付期間 <mark>※郵送必着</mark>	
学 部	令和元年度(2019)以前入学者	経過措置(従来制度) 2月1日(木)~2月29日(木) JASSO新制度 3月4日(月)~4月5日(金)	
	令和2年度以降入学者 (令和3年度以降入学の編入学生含む)	JASSO新制度のみ 3月4日(月)~4月5日(金)	
	外国人留学生	従来制度 2月1日(木)〜2月29日(木) ※新入生は3月4日(月)〜4月5日(金)	
【荒牧•昭和地区】 大学院	新2年生以上 (令和5年10月入学者含む)	従来制度 2月1日(木)~2月29日(木)	
	新入生	従来制度 3月4日(月)~4月5日(金)	
【桐生地区】 大 学 院	群馬大学から内部進学する新入生 及び 新2年生以上(<mark>令和5年10月入学者含む</mark>)	従来制度 2月1日(木)~3月7日(木)	
	群馬大学以外から進学する新入生	従来制度 3月4日(月)~4月5日(金)	

(注意)JASSO新制度・・・・日本学生支援機構給付型奨学金の申請結果に応じて授業料減免となる制度

【提出先】

地区	所属学部·研究科	学年	担当部署	
荒牧	教育学部・共同教育学部 (大学院・専攻科を含む)	全学年	学務部 学生支援課 学生生活係 〒371-8510 前橋市荒牧町4-2 TEL 027-220-7141 TEL 027-220-7144 TEL 027-220-7610 E-mail: kk-gkosei2@ml.gunma-u.ac.jp	
	社会情報学部 (大学院を含む)	全学年		
	情報学部	全学年		
	医学部	1年生		
	理工学部	1年生		
昭和	医学部	2年生以上	昭和地区事務部 学務課 学事·学生支援係 〒371-8511 前橋市昭和町3-39-22	
	医学系研究科 保健学研究科	全学年	TEL 027–220–7792 E−mail: kk−mgakumu7@ml.gunma−u.ac.jp	
桐生	理工学部	2年生以上	理工学部 学生支援係 〒376−8515 桐生市天神町1−5−1 TEL 0277−30−1042 E−mail: kk−kogaku4@ml.gunma−u.ac.jp	
	理工学府	全学年		

【注意事項】

※ 郵送での提出を推奨します(受付期間内必着, 簡易書留又はレターパックにて郵送)。封筒には申請する制度名(「授業料免除申請書類在中」等)を明記し担当地区あてに提出してください。昭和地区・桐生地区(太田地区を含む)は、申請書類の原本とそのコピー一式(自身の保管用とは別に準備)を提出してください。

※ 受付期限は上記受付期間最終日の17時15分までです(必着)。郵送の場合、最終日の翌日以降に大学に届いた場合は 受付できません。

ただし、最終日前日の消印が確認できれば期限を過ぎていても受け付けます。速達にする等、可能な限り期間内に提出できるようにしてください。

- ※ 入学料徴収猶予・授業料徴収猶予の申請を希望される方は、この期間中に申請してください。
- ※ 代理申請(保護者等)はできません。
- ※ 上記期間に提出が困難な場合は、事前提出も受け付けます。詳細は在籍学部で確認してください。
- ※ 大学からの問い合わせに迅速に対応できるよう、担当係の電話番号を登録しておいてください。